

特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする 児童生徒の安全な学校生活のためのガイドライン

令和5年3月

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

1 策定の目的

本ガイドラインは、人工呼吸器を使用している幼児、児童及び生徒に、個々の実態や教育的ニーズを踏まえて、適切かつ安全・安心な教育の場を提供するため、香川県立特別支援学校における通学受け入れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

令和3年9月18日施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、「学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるもの」と、その責務が示された。

人工呼吸器を使用している児童生徒への教育上の観点、保護者負担軽減の観点から、可能な限り保護者の付添いを求めないで対応していくための安全・安心な体制を整備し、学校における教育の普及奨励を目的とする。

2 人工呼吸器使用児の通学受け入れの方針

(1) 原則

通学受け入れに当たって、人工呼吸器使用児の状態や人工呼吸器の使用状況、必要な医療的ケア等は個別性が高く、医療的視点からの確認が必要なことから(2)に示す条件に基づき、個別のケースごとに検討を行うものとする。

(2) 対象者

保護者から通学の申し出があった人工呼吸器使用児のうち、通学受け入れの対象とするものは、次の全ての条件を満たすものとする。

- 主治医から、学校における教育活動（校外学習を含む）での人工呼吸器の使用について許可があり、緊急対応について指示があること。
- 日常的に健康状態（呼吸状態等）が安定しており、医師が常駐せず医療設備のない学校において、保護者の付添いなしで、学校生活を送ることができると医師（主治医、学校医）が許可していること。
- 家庭以外の場において療育や集団活動等に参加した期間があり、保護者以外の者による療育や人工呼吸器使用を含む医療的ケアを受けた経験があること。
- 学校において、人工呼吸器の設定変更が必要でないこと。

- 体調の急変や人工呼吸器の不都合等があった場合、所定の医療機関に搬送するまでの以下の緊急時の管理・対応が可能であること。
 - ・救急車到着までの学校における対応
 - ・救急車内の救急隊による対応
- 保護者が通学における必要な協力について同意し、保護者の協力体制が確認できること。

(3) 医療的ケア実施までの手順

人工呼吸器管理の必要のない医療的ケア児に準ずる。但し、以下の点に特に留意することとする。

- ・人工呼吸器の管理を実施するに当たり、管理職、医療的ケア看護職員、担任教諭等が主治医を訪問し、児童・生徒の人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するための指示・助言を直接得ること。
- ・人工呼吸器業者より人工呼吸器の取り扱いについて直接説明を受けること。
- ・複数の医療的ケア看護職員が人工呼吸器の管理を行える体制を整備すること。
- ・教職員が人工呼吸器の管理に関する基礎的な知識をもち、医療的ケア看護職員との協働による実施が可能であること。緊急時にはマニュアルに従って的確に対応できるようにすること。

3 人工呼吸器の管理～医療的ケア看護職員及び教員等の役割分担

学校における人工呼吸器の管理については、医療的ケア看護職員が対応するものとする。児童・生徒の健康管理等については、教員も医療的ケア看護職員と連携・協働して実施することとする。

校内で実施する範囲・役割分担

○は実施可 ーは不可。

項目	具体的な行為・手技等	医療的ケア看護職員	教員・養護教諭
健康観察	登校時・下校時の健康観察は複数で行うこと	○	○
アラームの表示の確認・連絡		○	○
アラームの消音	画面にて操作を行う	○	ー
人工呼吸器の設定	主治医が行うため、学校では設定変更不可	ー	ー
人工呼吸器の設定の確認 (加湿器含む)	アラームの作動の確認 ロックを解除しての確認は行わない、表示パネルで目視できる場合に実施する	○	○

作動確認 ～定時巡回時も実施 (加湿器含む)	回路の確認／呼気ポートの確認／ バッテリー残量の確認/加湿器水位確認	○	○
人工呼吸器の移動	正常作動確認は医療的ケア看護職員が行う	○	○
人工呼吸器の電源の ON/OFF (加湿器含む)	*原則、複数の医療的ケア看護職員で実施する	○*	—
人工呼吸器の回路つなぎ		○	—
人工呼吸器の回路の折れや曲がり直し		○	○
人工呼吸器の回路の一時的着脱	* 教員等は吸引時の補助として回路の保持はできる（着脱は医療的ケア看護職員）	○*	—
アンビューバッグ を使用した用手加圧換気	移乗時の人工呼吸器一時的着脱時／緊急時	○	—
人工鼻（気管カニューレに付けるタイプ）の着脱	自発呼吸ありの児童・生徒への、一時的なカニューレへの人工鼻の着脱 ※1	○	—
人工鼻（人工呼吸器回路とフレキシブルチューブの間に挟むタイプ）の着脱	加湿器使用なしの時に回路とフレキシブルチューブの間に装着し、加湿器使用の時には外す	○	—
回路内の結露水、ウォータートラップ内に溜まった水の確認	* 教員等は、確認結果を必ず医療的ケア看護職員に報告する	○	○*
回路内の結露水の除去	結露水の除去 必ず、水の状態観察（色・粘り等）を行うこと	○	—
加湿器の水の追加		○	—
移乗・姿勢変換時の回路の確認		○	○
回路の変更	回路の変更は保護者とする * 不備、故障時は個別の緊急対応マニュアルに沿って医療的ケア看護職員が対応	—*	—
電源切り替え	バッテリーと AC 電源切り替え	○	—
電源差し替え	教室移動に伴う AC 電源差し替え～必ず充電されているかを確認すること 後に正常作動確認は医療的ケア看護職員で実施	○	○
バッテリーの残量確認		○	○

バッテリー交換		○	—
人工呼吸器の移動と持ち運び	正常作動確認は医療的ケア看護職員で実施	○	○

※1：自発呼吸ありの児童・生徒で、一時的に人工呼吸器から気管カニューレへの接続を休止する時に気管カニューレに付けるタイプの人工鼻を装着する。人工呼吸器への接続を再開する時はこの人工鼻を外す。

4 保護者との協力と連携

保護者の協力と連携については、「特別支援学校における医療的ケア実施要綱」に準ずるが、人工呼吸器の管理に当たっては、特に次の項目・内容について保護者に説明し、協力が得られるようにする。

(1) 健康状態等の確認

- ・児童・生徒の登校前の健康観察を十分に行い、日常の学校生活を送れる体調であることを確認し、登校させる。
- ・長期休業明けは、児童・生徒の身体の成長も著しく、長期休業前と健康状態にも違いがみられることが多い。健康状態等の確認を行うため、必要に応じて児童・生徒に付き添い、児童・生徒の健康状態について学校と密に情報交換を行う。

(2) 人工呼吸器の確認

- ・登校前に人工呼吸器の異常の有無、作動状況の確認をする。

(3) 物品準備

- ・人工呼吸器で使用する物品の準備、点検、機器の充電を行う。物品の不足がある場合は、補充を行う。アンビューバッグは本人用を持参する。
- ・充電状態の確認は、医療的ケア看護職員と保護者が登校時に共に行う。

(4) 付添い・緊急時対応

- ・不測の事態により、校内体制が整わない場合は、学校の依頼に応じて児童・生徒に付き添い、医療的ケアの実施等の協力を行う。
- ・保護者は、緊急時に備えて常に学校と連絡がとれるようにしておく。緊急事態発生時は、保護者も学校の要請に応じ協力する。

策定にあたり参考にさせていただいた資料等

- ・学校における人工呼吸器に関する【ガイド】〈一般社団法人日本小児神経学会〉
- ・学校における医療的ケア実施対応マニュアル〈公益財団法人 日本訪問看護財団〉
- ・岡山県立特別支援学校における人工呼吸器使用児童生徒の通学受入れに関するガイドライン〈岡山県教育委員会〉
- ・大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン〈大阪府教育委員会〉
- ・都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン〈東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課〉